

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和8年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和8年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和7年11月 ＞</p>
<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領</p> <p>第1～第2【略】</p> <p>（工事成績考査等） <u>第8 休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。</u></p> <p><u>2 削除</u></p> <p>（工事成績考査等） <u>第13 休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。</u></p> <p><u>2 削除</u></p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。 この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告した</p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領</p> <p>第1～第8【略】</p> <p>（工事成績考査等） 第8 発注者は、現場閉所状況や、第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙4に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。 2 発注者は、受注者が4週8級の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。ただし、提出された施工計画書において、週休2日に取り組む旨を明示せず、監督員の是正指示にも従わない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合についてはこの限りではない。</p> <p>第9～第12【略】</p> <p>（工事成績考査等） 第13 発注者は、休日等の取得状況や、第11条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙4に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。 2 発注者は、受注者が4週8休の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。ただし、提出された施工計画書において、週休2日に取り組む旨を明示せず、監督員の是正指示にも従わない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合についてはこの限りではない。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。 この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告した</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和8年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和8年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和7年11月 ＞</p>						
<p>モデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和6年11月1日から施行する。ただし、令和6年10月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 この要領は、令和7年11月1日から施行する。ただし、令和7年10月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。</u></p> <p>別紙4 削除</p>	<p>モデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和6年11月1日から施行する。ただし、令和6年10月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 この要領は、令和7年11月1日から施行する。ただし、令和7年10月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。</p> <p style="text-align: right;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">休日等の取得状況に応じた工事成績考査における加点評価</p> <p>週休2日工事の工事成績考査について、通常の考査項目の評価に加え、休日等の取得状況や、「実施要領」第6条及び第11条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。</p> <p>＜総括監督員＞</p> <table border="1" data-bbox="1133 949 2089 1289"> <thead> <tr> <th>考査項目</th> <th>細別</th> <th>加点内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 工事特性</td> <td>I. 施工条件等への対応</td> <td> <p>現場閉所率又は休日率が28.5%以上の場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「休工日数」／「対象期間日数」とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. その他（理由：週休2日工事－現場閉所率〇〇%又は休日率〇〇%）</p> <p>・現場閉所率又は休日率 28.5%以上 +2点</p> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	細別	加点内容	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>現場閉所率又は休日率が28.5%以上の場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「休工日数」／「対象期間日数」とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. その他（理由：週休2日工事－現場閉所率〇〇%又は休日率〇〇%）</p> <p>・現場閉所率又は休日率 28.5%以上 +2点</p>
考査項目	細別	加点内容					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>現場閉所率又は休日率が28.5%以上の場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「休工日数」／「対象期間日数」とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. その他（理由：週休2日工事－現場閉所率〇〇%又は休日率〇〇%）</p> <p>・現場閉所率又は休日率 28.5%以上 +2点</p>					